

6 有料老人ホームの課題及び今後の取組の方向

現状分析

1. 量的状況

- 設置計画の急増
 - ・ 介護保険施設の受け皿(施設ニーズ)
 - ・ 在宅生活が困難な高齢者の増加(多様な住まい)
- 運営主体及び施設規模
 - ・ 営利法人運営のものが多く
 - 株式・有限会社等 施設数 77% 定員数 83%
 - ・ 小規模の施設が多い
 - 定員 1~9人 施設数 35% 定員数 13%
 - 10~29人 施設数 54% 定員数 50%
- 通所介護、訪問介護など居宅サービス事業所併設施設の増加
 - ・ 多角的経営による利益の安定的確保
 - ・ 要介護認定者が入居(介護ニーズ)
 - H20年度(10月現在) 設置届出数 15
 - 介護保険サービス事業所を併設・隣接した数 10
 - ・ 要介護者の入居状況

	住宅型	介護付
自立~要支援2	5.2%	7.9%
要介護1~3	68.1%	73.7%
要介護4	13.2%	19.6%
要介護5	5.2%	5.3%

 - ※住宅型 : 直近開設5施設合計 97人
 - ※介護付(地域密着型) : 直近開設2施設合計 38人

2. 質的状況

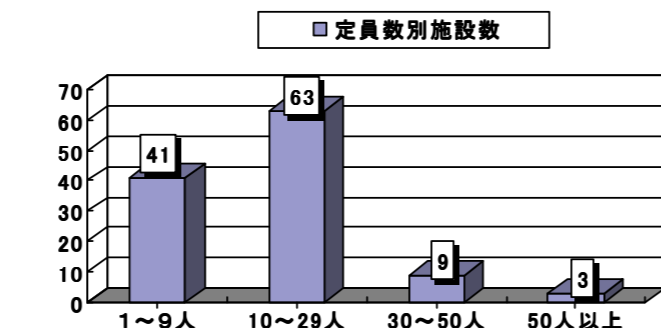
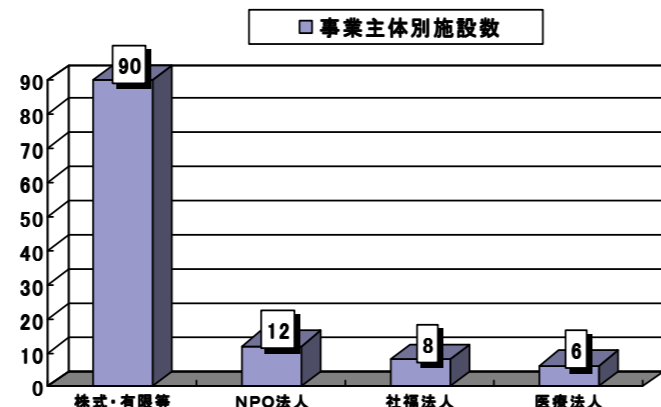
- 異業種からの参入
- 年金額+α程度の費用負担での入居希望が多い
 - ・ 民家改修など、落ち着いた雰囲気の中で入居者と介護者との間で顔見知りの関係が築かれ安心安定した生活が確保されているケースが見られる半面、施設の老朽化や相部屋によるプライバシーの確保に問題があるケースがある
- 利用者、家族からの苦情
 - ・ 契約内容の周知不十分によるトラブル
 - ・ 処遇に対する不満(食事、夜間対応等)

3. ルールや情動的状況

- 設備、運営の基準が法令で定められていない
- 施設情報に対する県民、市町村、関係事業者等からの問い合わせが増加
 - ・ 入居希望者が施設選択するための情報が少ない
- 未届施設が存在
 - ・ 未届施設数5施設(H21.3.27現在)
 - ・ 有料老人ホームの定義に該当する可能性がある施設が出てくる可能性もあり、今後も未届施設の把握が求められる(他県において有料老人ホームの定義に該当する可能性がある高齢者専用賃貸住宅の存在が確認された「総務省 行政評価・監査結果」)

施策の現状

- 任意の様式により事前申出、事前協議審査を実施
- 新規設置届出の際に実地調査を実施



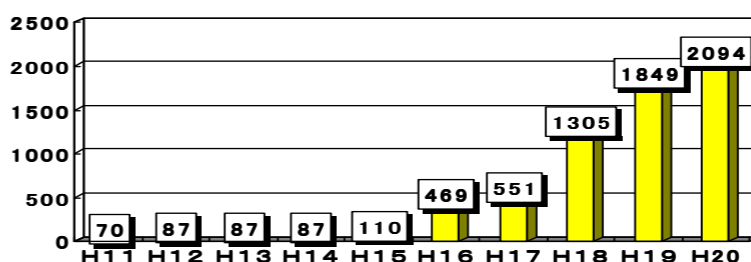
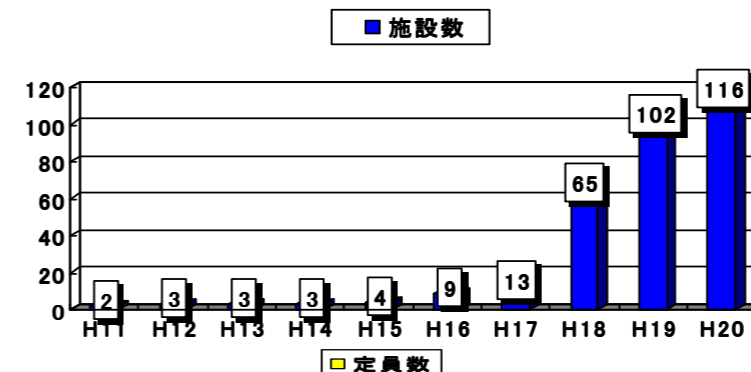
※ グラフの数値はH20.10月現在

- 苦情等の情報に基づき任意で実地調査等を実施

- 施設設備、運営等については、県指導指針に基づく行政指導を実施
- 情報プラザに重要事項説明書を配置
- ホームページに「県内有料老人ホーム一覧表」を掲載、定期的に更新
- 未届施設に対する届出指導を実施、継続
- 市町村等からの未届施設情報、届出指導に基づき届出指導を実施

今後の対応施策

- 「熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項」を策定し、事前協議や届出様式を含めた届出手順を定め、設置予定者への周知徹底を図る
 - ・ 県ホームページ等による周知の実施



- 介護サービスの質の向上を促進する
 - ・ サービスの質の確保のためのガイドラインの作成
 - ・ 熊本県宅老所・グループホーム連絡会、「地域ふれあいホーム」連絡会議(設置予定)との連携(研修会参加や意見交換会等)
- 県内外の優良な有料老人ホームを把握し、その運営のノウハウ等を他の有料老人ホームへ発信する方法を検討
- 地域との交流の促進
 - ・ 「地域ふれあいケアホーム」連絡会議と連携し地域との共生を促す
 - ・ 設置届出の際に地域との共生や自治会等への参加について促す
- 「熊本県有料老人ホーム立入調査実施要領」を策定し、定期的に立入調査を行う。介護サービス事業所併設の施設の場合は、実地指導を実施する際に、介護サービス班と連携する

- 施設設備、運営等の基準に関し、法令に基づく基準の制定について、国に要望していく
- 県ホームページにおける施設情報の充実及び情報の更新間隔の短縮を図る
 - ・ 適合高齢者専用賃貸住宅一覧の掲載
- 未届施設の発見及び届出指導を実施、継続
 - ・ 市町村等へ情報提供を依頼
- 有料老人ホームの定義に該当する高齢者専用賃貸住宅の把握
 - ・ 住宅課と協議し情報を収集

目標

- 県指導指針に合致した施設整備が行われる
 - ・ プライバシーが確保された居住環境
 - ・ UDが考慮された居住環境
- 有料老人ホームとは高齢者を入居させ、介護(入浴、排せつ、食事)、食事の提供、洗濯・掃除等の家事及び健康管理のいずれかを提供する施設であり、老人福祉法第29条による県への届出で設置が可能
 - (参考) 有料老人ホームの類型
 - ① 介護付 介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの
 - ② 住宅型 住まいと食事などを提供し、介護は、外部のサービスを利用するもの
 - ③ 健康型 住まいと食事の提供が主で、介護が必要になると他施設に移る契約形態のもの
- 事業者が高齢者の生活又は介護について十分な理解を持つ
 - ・ 必要なサービスが過不足なく受けることができる
- 居宅サービスと有料老人ホーム事業とが混同されず、各サービスが適正に提供される
- 利用者、家族からの不満や苦情がない
- 地域社会の一員として住民や自治会等と日常的なつながりを持ち、開かれた施設運営が行われる
- 法令に基づく同一の基準の施設設備、運営が行われる
- 利用者が事前に十分な情報を得て、自由に選択できる
 - ・ 契約、料金に関するトラブルが生じない
- 有料老人ホームの定義に該当する全ての施設から届出がある